

# 株式会社CRAVE ARKSの「KiraBika ビューティーセラムファンデーション」の広告表示に対する差止請求

キラビカ  
KIRABIKA  
ビューティーセラム ファンデーション

通常価格 ~~10,560~~円 (税込)  
初回特別価格 **1,980**円 (税込2,178円) 送料無料

約79% OFF

▼ カラーは2色からお選びください▼

**ナチュラルオーク**  
健康的で自然な肌色に見せたい方に。

**ライトオーク**  
白く明るいナチュラルな肌色の方に。

[https://kirabika.com/shopping/lp.php?p=kirabika042p&acd=6bes6fw4woo&gl=1\\*1xsdzmr\\*\\_gcl\\_aw\\*R0NMLjE2NTY1NjU4NzQuQ2p3S0NBaUE%E2%80%A6](https://kirabika.com/shopping/lp.php?p=kirabika042p&acd=6bes6fw4woo&gl=1*1xsdzmr*_gcl_aw*R0NMLjE2NTY1NjU4NzQuQ2p3S0NBaUE%E2%80%A6)

「kirabika」で検索して表示されるサイト

←の広告が今回差止請求の対象とされているもの。

消費者がみれば「初回分だけを1980円で試してみて、良い商品だと思えば、2回目以降の購入も検討する。」と考えるような「お試し」表示。

しかし、実際の契約内容は30日後に2回目の商品(1個あたり税込6545円で2個、合計税込1万3090円)が送付されることとされ、これを受け取らずに解約する場合には、通常価格税込1万0560円との差額を支払わなければならないこととされている。

→商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示(有利誤認)に該当する。

## 今回の提訴に至る経緯

「初回実質0円(送料のみ)」など通常価格よりも低価格で購入できることを強調した広告をSNS等を見た消費者が「お試し」のつもりで注文したところ、実際には4か月以上の継続が条件となっている定期購入だったため、支払総額が高額となったというような「お試し」定期購入に関するトラブルが近年増加している。

《国民生活センター「「お試し」のつもりが「定期購入」に!?第2弾—健康食品等のネット通販では、契約内容や解約条件をしっかり確認しましょう—」(2017年11月16日公表)等参照》

京都消費者契約ネットワークはこれまでも、お試し価格に関する不当表示の差止請求を行ってきた。

しかし、その後も、消費者を誤認させる同種の表示による消費者被害はとどまらず、そのような表示に対する行政処分の執行も機能しているとは言えない状況にある。そこで、適格消費者団体として、事案を検討の上、とりわけ不当性が高いと考えられた本件について差止請求を行うに至った。

## 今回の提訴に至る経緯

---

### ○2021年12月17日 差止請求書発送

事業者のウェブサイト及びアフィリエイトサイトについてについて、対象となる商品1ヶ月分だけを1980円(税別)で購入する申込みが可能であるかのように示す表示をの差止めを請求。

### ○2021年12月25日 相手方事業者より改善する旨の回答

アフィリエイトサイトについて「定期縛り無し」という表記が削除された。事業者ウェブサイトについては「定期コース」である旨の表記をしているとの回答で、「初回特別価格79%OFF!! 1980円」などの消費者に「お試し」と誤認させる表示自体については改善はみられなかった。

### ○2022年7月4日事業者のウェブサイトに関して差止訴訟提起